



2014年5月発行 第51号
つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限公司
福山市西深津町5-6-2
TEL: 084-923-6948
http://ai-field.co.jp



気候も穏やかで、過ごしやすい季節となりました。
これから梅雨に入り、梅雨が明けると夏本番です。暑い夏に備え、体調を整えていきましょう！
このつちや通信も今回で50号を超えました。
今後も、みなさんに役立つ税の情報を、定期的にお届けしていきたいと思ひます。

平成26年度税制改正！

この4月から、消費税の税率が8%に引き上げられたことにより、個人消費者にとっては税負担の増加となりました。
平成26年度税制改正では経済の好循環、デフレ脱却に向けた取り組みとして、法人課税において設備投資、所得拡大の促進や、交際費課税の拡充のための税制改正が盛り込まれています。

法人税関係

○復興特別法人税の1年前倒し廃止
平成24年4月1日から開始する事業年度より3年間、法人税額に対して10%の復興特別法人税を附加して納付することとなっていました、1年前倒して廃止されます。

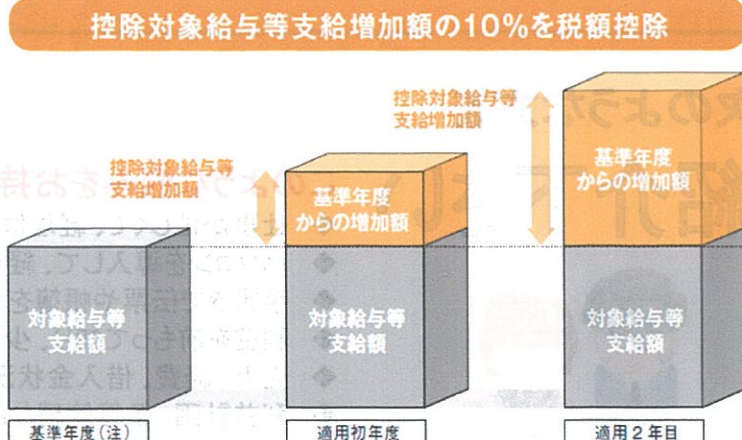
○交際費課税の拡充
平成25年4月1日以後に開始する事業年度より、中小法人の交際費を800万円まで全額損金算入可能となる適用期限が、平成28年3月31日まで2年延長されました。

○所得拡大促進税制の拡充・延長
個人の所得水準の底上げを図るため、従業員の給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除(中小企業は法人税額の20%を限度)することができる制度が拡充・延長されました。

改正内容
平成25・26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28・29年度：5%以上

- 要件**
- 基準年度と比較して5%以上給与等支給額が増加
 - 給与等支給額が前年度以上であること
 - 平均給与等支給額が前年度以上であること

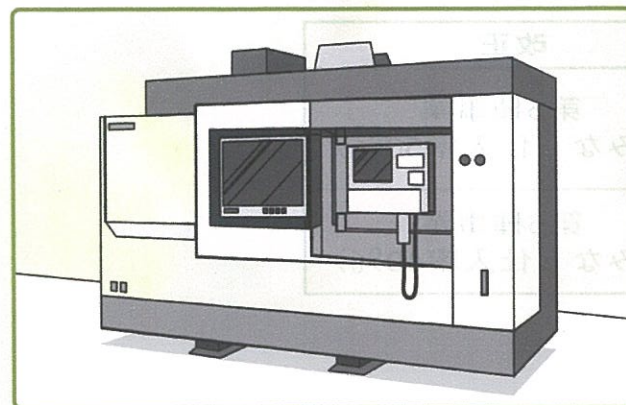
改正内容
継続雇用者に対する給与等に、限定した上で「前年度を上回ること」に変更



(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

○生産性向上設備投資促進税制の創設
生産性向上設備投資促進税制とは、設備の更新を促進し、生産性の向上につながる設備の投資を促進するための制度となります。
具体的には、対象の設備を取得し事業の用に供した場合、特別償却(即時償却)又は税額控除の適用ができます。

【先端設備】



【必要な手続】
設備メーカーから証明書を発行してもらい、申告の際に証明書を添付して提出します。

- 【要件】**
- 最新モデルであること
 - 生産性が年平均1%以上向上していること
 - 一定価格以上であること
 - 機械装置：160万円
 - 工具及び器具備品：120万円(単品30万円以上かつ合計120万円)
 - 建物：120万円
 - 建物付属設備：120万円(単品60万円以上かつ合計120万円)
 - ソフトウェア：70万円(単品30万円以上かつ合計70万円)

産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までに取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

設備等の種類	~28.3.31	~29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

さらに、中小企業者においては上乗せ措置があり、上記生産性向上設備と、中小企業投資促進税制のどちらにも該当する設備は、最大で10%の税額控除が受けられます。

資本金	現行	改正内容
3,000万円超 1億円以下	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3,000万円 以下	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

所得税関係

○給与所得控除の見直し
給与所得控除の上限が見直されます。

	現行	平成28年分の 所得税	平成29年分 以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の 上限額	245万円	230万円	220万円

消費税関係

○簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

消費税簡易課税制度のみなし仕入れ率について見直しが行われ、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

	現行	改正
金融業 及び 保険業	第4種事業 (みなし仕入れ率60%)	第5種事業 (みなし仕入れ率50%)
不動産業	第5種事業 (みなし仕入れ率50%)	第6種事業 (みなし仕入れ率40%)

印紙税関係

この平成26年度の税制改正ではありませんが、4月より領収書に係る印紙税の非課税範囲が、3万円から5万円未満に拡大されました。

また、「不動産譲渡契約書」および「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が拡充されています。平成26年4月1日から平成30年3月31日までに作成される文書について、以下の税率が適用されます。

契約金額		本則税率	軽減後の税率	参考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円以上 50万円以下	1万円以上 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超 1千万円以下	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超 5千万円以下	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超 1億円以下	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超 5億円以下	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超 10億円以下	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超 50億円以下	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

車関係

○自動車取得税の見直し

平成26年4月1日以後に取得する自動車の取得税が引き下げられ、またエコカー減税について軽減割合の拡充が行われています。

〈自動車取得税の税率引き下げ：H26年4月〜〉

車種区分	現行	改正
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

〈エコカー減税の拡充：H26年4月〜27年3月〉

対象車	現行	改正
電気自動車等 H27年度燃費基準+20%達成	非課税	非課税
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%	▲80%
H27年度燃費基準	▲50%	▲60%

○自動車重量税、軽自動車税の見直し

自動車重量税については、エコカー減税の拡充を行うとともに13年を経過した車の税率が引き上げられます。軽自動車税については、平成27年4月以降に新規取得される新車の税率を引き上げるとともに、平成28年4月以降から13年を経過した車の税率が引き上げられます。

【自動車重量税】

〈エコカー減税の拡充：H26年4月〜27年4月〉

対象車	現行		改正
	取得時	初回車検	初回車検
電気自動車等 H27年度燃費基準+20%達成	免税	▲50%	免税
H27年度燃費基準+10%達成	▲75%		
H27年度燃費基準	▲50%		

〈経年車に対する税率の引き上げ：H26年4月〜〉

車種区分	~13年	13年超		18年超
		現行	改正	
自家用乗用車 (0.5tごと・年当たり)	4,100円	5,000円	→5,400円 (H26年4月~)	6,300円
自家用バス・トラック(2.5t超) (1tごと・年当たり)		→5,700円 (H28年4月~)		

ただし、営業用自動車については、現行の税率のまま据え置き。

【軽自動車税】

〈平成27年度以降の新規取得車・四輪：H27年4月〜〉

車種区分		現行	改正
乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
貨物用	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円

〈経年車・四輪：H28年4月〜〉

車種区分		車齢13年超
乗用	自家用	12,900円
	営業用	8,200円
貨物用	自家用	6,000円
	営業用	4,500円

税金一口メモ

注文請書に印紙を貼らなくてもいいことがあるの？

注文請書は通常、金額に応じて印紙の貼り付けが必要になりますが、貼らなくてもよい場合があります。

それは、注文請書の交付を原本ではなく、FAX・メール・電子データなどで交付を行えば、コピーしたものと同様と取り扱われますので、印紙を貼り付ける必要はありません。また、FAXや電子メールを受信した相手が、プリントアウトした文書も、コピーしたものと同様と扱われるため、印紙税の対象となりません。

注文者側に説明し、ご理解があれば節税に役立ててみてはいかがでしょうか？

次のような方を ご紹介下さい



このような悩みをお持ちの方

- ◆ 仕事が忙しくて、経理はいつも後回し
- ◆ パソコンを導入して、経理を効率化したい
- ◆ 手書きで伝票や帳簿をつけているので大変
- ◆ 利益を前もって知り、少しでも節税したい
- ◆ 売上、経費、借入金状況をすぐ知りたい
- ◆ 利益計画、予算管理など計画的な会社経営をしたい

